

要望書

2018年4月

東京地方裁判所

民事第3部担当裁判官様

緑とひろばの平和の森公園を守る会

代表世話人 杉 英夫

中野区野方2-4-12

平和の森公園の価値を低下させた中野区長を訴える裁判の公正な判決を求めます

中野区の平和の森公園は中野刑務所跡地を区・区議会・区民が共同のテーブルにつき、緑と広場の避難場所にすることを合意して1985年(昭和60年)に開設されました。

以来、30有余年、乳幼児から高齢者まで四季の移ろいを感じながら、いつでも、自由に、伸び伸びと過ごすことができ、近隣住民はもとより隣接区の方々にも親しまれてきました。

ところが、2015年(平成27年)3月、突如、中野区長がこの公園に体育館を建設する計画を発表、その後、矢継ぎ早に少年スポーツ広場を拡張し、大人も使える野球場等の設置、草地広場に300㎡と100㎡トラックの設置・バーベキューサイト設置・築山を壊しコンクリート製滑り台の設置を打ち出しました。さらに計画の具体化が進む中で、なんと1万7千数百本もの樹木が伐採されることが明らかにされ、多くの区民から怒りの声が上がりました。

私達は「緑とひろばの平和の森公園を守る会」を結成し3年余り、計画の見直しを求めて、『木を切るな』の署名1万4千筆(ネット署名含む)、90%が計画に反対という1605人からのアンケート、中野区への要請、区議会への請願・陳情、会報の発行(41号)と区民への宣伝、集会とパレード、写真展等の多彩な取組みを行ってきました。

さらに、区が実施してきた区民説明会やパブリックコメントでは計画に賛成する意見は皆無、圧倒的な反対意見が表明されたにもかかわらず、区はまったく耳を貸すことなく樹木伐採工事を強行しました。

私達は区民の財産の管理を怠った事実に対して住民監査請求を提出しましたが、中野区監査委員は地方自治法で定められた「請求人への意見聴取」の場すら設けることなく門前払いしました。

そこで、もはや私達には訴訟を起こす道しか残されていないことから、地方自治法第242条2項の規定に基づき、以下の5項目を「平和の森公園再整備工事により、公園の価値を減少させ適正な管理をしない違法な事実」として、中野区長を被告人に提訴しました。

1. 1万7千数百本もの樹木の伐採により平和の「森」でなくなること。
2. 陸上トラック・コンクリート製滑り台設置により利用者・子どもたちの事故や怪我の危険性の増大
3. バーベキューサイト設置による環境等の悪化
4. 貴重種(ミナミメダカ)の喪失による公園価値の低下
5. 住民監査請求の手続きにおける違法

以上の内容について、十分ご検討いただき、公正な判決をお願いいたします。

名 前	住 所

連絡先 中野区松が丘2-19-9-301 岩村 信弘 ☎03-3228-6070